

タイ立憲君主制とは何か

— 副署からの一考察 —

Examination of the Characteristics of Thailand's Constitutional Monarchy:
Focus on Countersignature

外山文子*

TOYAMA Ayako

This study examines the characteristics of Thailand's constitutional monarchy by focusing on countersignature. There have been fierce debates regarding the king's power and its relationship with people's sovereignty under the constitutional monarchy system since 1932 in Thailand. As of 2016, there are still some groups believing that the Thai king shares the sovereignty with people and the sovereignty is to be returned to the king in the case of coup. Their understandings are something like the ones in the absolute monarchy era. However, existing studies including historical and legal researches have indicated that the fundamental rule "The King can do no wrong" should be kept under the constitutional monarchy system, which means that the king cannot do anything without countersignature in a field of administration and legislative deeds. In fact, all of Thai constitution guarantees the needs of countersignature to the king's action which have legal effect.

An analysis of countersignatures of royal decrees and constitutions reveals that the current king has violated the rule for sometimes, especially since the 1990s. The king issued some royal decrees without any signature or with the signature of the army, which is not an institution in charge of the three branches based on constitution. Not only informally, but also legally the king went beyond the boundary of the constitutional monarchy.

Results of these formal violations by the king could lead to a crisis of the constitutional monarchy system itself. We should the reason of these violations including the power balance between the king and the army. This study thus concludes that the Thai king has been changing its characteristics as a constitutional monarchy from the point both of view informal and legal, and its changes might be affected by the army.

1. はじめに

2016年2月現在、タイを統治しているのは、2014年軍事クーデタの首謀者プラユット首相が率いる軍事政権である。数十年に渡って軍による独

裁支配が行われてきた隣国ミャンマーでさえ、2015年末に総選挙が実施されて、重要な課題を残しつつも民主化に向けて漸進しているところである。なぜタイの民主化は、1932年6月の立憲革命以降、一進一退を繰り返し続けているのか、なぜ

*京都大学東南アジア研究所

クーデタが繰り返され続けて来たのか、研究者のみならず、一般タイ国民の関心事でもある。

前回の2006年クーデタ後から、タイ民主化の問題と国王の政治的役割との関連について、焦点が当てられるようになった。2005年末頃から、当時のタクシン政権に対して、反政権側が「政府人事などでタクシンは国王の意向をないがしろにしている」と国王を持ち出してタクシンを批判したことに始まり、2006年2月に結成された民主主義市民連合（PAD）が「国王のために戦おう」「チャックリー朝への忠誠を」などと鼓舞し、民選政権であるタクシン政権と国王の対立という政治的構図を作り出していったことが一つの契機となっている〔ノスティック 2012〕。

多数の政治研究者らがタイ民主化と国王との問題について秀逸な分析を行っているが、共通する見解は、以下の通りである。まず1973年10月14日の政変（学生革命）をタイ政治の重要な分節点と捉え〔Prachak 2013: 395-444〕、国王が軍事政権のタノーム首相に退陣を促し、自ら元最高裁判所判事であるサンヤーを首相に選んだことから、プーミポン国王が政治的ヘゲモニーを握る「プーミポン体制」〔玉田 2015: 46〕、「国王が政治の上に存在する民主主義」（Prachathipatai thi mi kasat yu nuea kanmueang）¹⁾〔Thongchai 2013: 15〕、または王党派グループ全体を指す「ネットワーク・モナーキー」（Network monarchy）〔McCargo 2005〕が政治的影響力を保持する体制に変化したと指摘する。そして1990年代以降、タイ政治の民主化が進展していく中で、2001年に登場した強力な民選政権であるタクシン政権と国王を中心とする政治体制とが2005年頃から衝突するようになり、現在に至るまで政治的混乱が続いているというもの

である〔玉田 2013, 2015; McCargo 2005; 山本 2011〕。

しかし、タイ国王と政治をめぐる問題は、政治研究者の間だけの議論ではない。むしろタイ人研究者の間では、この問題について長らく活発に議論してきたのは、法学研究者と歴史研究者であろう。タイは、1932年の立憲革命により絶対王政から立憲君主制へと変化した〔赤木 1970: 1-3〕。タイも国会や内閣を持ち、国王は憲法によって王権の行使には制限がかけられるようになった。しかし立憲革命から約80年もの歳月が経過したにも拘わらず、まるで絶対王政であるかのように、国王に依存しようとする集団が存在する原因は何か。まさにこの点について、法学研究者や歴史研究者の間で、それぞれに意見の対立が存在しており、一部の王党派的な研究者の見解が政治に対して影響を与えている。また法学研究者と歴史研究者の議論は、場合によっては、それが前者によるものなのか、後者によるものなのか、論文を一見しただけでは分かりづらいことがあるほど相互にリンケージしている。なぜなら憲法には法律的側面と政治的側面の2つの側面があり、憲法の意義に関して分析する場合、歴史的経緯を追う必要があるからである。タイ研究においては、特にこの3者の研究（憲法、政治、歴史）が密接に関連しているように思われる。²⁾

近年の国王を巻き込んだ政治的混乱について歴史研究者のカシアンは、「我々が現在持っている国王を元首とする民主主義体制について大変驚くことは、これは一般的な政治法律の構造による民主主義であるが、しかし社会の一部の人々が、絶対王政制度にあるかのような理解や行動をしているため、政治的または公的な領域と聖なる領域と

の間の混乱を生じさせてしまっていること（以下略）」と述べ、国王自身が拒否しているにも拘わらず、いわゆる黄色と形容される保守的な勢力が、政治的混乱を王権（Phraratcha-amnat）³⁾によって解決しようとしている状況について批判的に観察している [Kasian 2012: 39-40]。

他方、著名な公法研究者ポーウォーンサック⁴⁾は、立憲主義体制下の王権について、西欧とは異なるタイ独自の理解を生むべく、独特の見解を発表している [Bowonsak 2005]。また元内務省官僚のプラムアンが、タックシン政権下の2005年に『王権』という本を出版して話題となった [Pramuan 2005]。ポーウォーンサックやプラムアンが提示した王権の理解は、絶対王政期のような王権の理解であったため、西欧的な立憲主義の原則に忠実である他の法学研究者や歴史研究者からは激しい批判を受けている⁵⁾。

現在の政治的混乱やタイ人研究者の間での見識の相違や衝突を鑑みると、果たしてタイはいつ絶対君主制から立憲君主制に移行したのか、タイ立憲君主制は真に立憲君主制と分類していいものなのか、歴史的にはどのように変化してきたのか、一部の王党派的な研究者らによる認識が異常なだけなのか、様々な疑問が湧き上がってくる。

次章で確認するように、タイ人の法学および歴史研究者らの議論は、理念的、抽象的なものが多い。そこで本稿では、最初に彼らの議論内容を確認したうえで、タイ立憲君主制とは一体何であるのか、実際にはどのように変化してきたのか、あくまで憲法の規定に軸足を置いて、1932年立憲革命から現在までの約80年間について通時的に分析を試みたい。

2. タイ立憲君主制をめぐる議論

(1) 法学研究者・歴史研究者の見解

本章では、タイ人研究者の間でタイ立憲君主制について、どのような議論が行われてきたのか確認する。主たる争点は、憲法と王権との関係についてである。

まず法学研究者の見解をみてみよう。王党派法学研究者の代表が前述のポーウォーンサックである。彼は「王室はタイ国の継続性を具体的に体现する唯一の機関である」と述べ、王室の重要性を強調する [Bowonsak 2005: 143]。そして彼は、国王の王権について次のように主張する。「タイの公法は、王権に由来と基盤を持つ、なぜならば最初の憲法を生み出したのは王権であったからだ」、「主権は、国王と国民に存在する。国民が主権者である他国の憲法とは異なる」、「1932年に国王が主権と憲法を下賜したが、法的には国王と国民がともに主権の保持者である。よってクーデタが起こると、主権が国王に戻る」、「実際の政治権力はクーデタグループにあるが、国王が憲法に署名したときに主権が再び国民に戻される」、「主権は、国王の下にないときは、国王と国民の下にある」 [Bowonsak 2005: 182-183]。

プラムアンは、立憲革命以前からの歴史的側面を強調する。プラムアンは「主権を国民に下賜する考えは5世王にまで遡ることができる。6世王、7世王ともに主権を下賜する準備を進めており、7世王は憲法の準備にも取り掛かっていた」と述べる。また「7世王は、立憲革命を実行した人民党による政府は、個人の自由や正義の原則に沿って統治していない、国王は国民に主権を移譲するのは了承できたが、特定グループに対して付与す

ることには反対であった」と、7世王の民主主義的な考えを紹介している [Pramuan 2005: 33-41]。

そのうえで「国王は国家元首であり、何人たりとも侵害しえず、憲法よりも上の立場に位置している。ただし立法、行政、司法方面の王権の行使は、憲法の規定に則って行わなければならない」[現在の政治で勘違いされ始めているようにタイ国王は憲法の下には位置していない]と主張する [Pramuan 2005: 44-50]。

これらの主張に対して、立憲主義の原則に厳密に従うべしとの立場をとる法学研究者ピヤブットは、真っ向から批判を展開している。ピヤブットは「民主化の時代になり、“国王を元首とする民主主義制度”における憲法の説明を構築するにあたり、民主主義にロイヤリストリスタ的な (Kasatniyom) 魂を埋め込む任務が憲法学者らに課された」と述べ、王党派法学研究者による説明は新しいものであることを指摘している [Piyabutr 2013: 15]。またピヤブットは、ポーウォーンサクらの主張に対して、次のような点から批判を行っている。まず「1932年立憲革命後に国家の最高権力は人民党に移動しており、それは人民党が(1932年6月暫定憲法に)“国王はその地位にとどまるが、国家統治法の下にあらねばならず、国会の承認無くしては単独では何もすることができない”との内容を記述している通りであり、(中略)彼らが国王に恩赦を求めたのはタイの伝統に従っただけであり、まだ最高権力が国王にあったことを意味するわけではない」と指摘する [Piyabutr 2013: 19-20]。また、ポーウォーンサクの主張は法学的に間違いであり、主権の共同所有などありえないと主張する [Piyabutr 2013: 21-22]

このように、法学研究者による国王と憲法との

関係を巡る論争は、法学的な領域の議論に留まらず、タイ政治の歴史認識とも密接に関連している。そこで次に歴史研究者による見解についても確認してみたい。

歴史研究者のナカリン⁶⁾とナタポン、両者の研究からは、1932年立憲革命から1958年のサリットによる軍事政権誕生までの時期、憲法を巡る争いが頻発していたことが明らかとなっている。まず1932年12月の初の恒久憲法起草にあたっては、国王の拒否権 (Veto) といった王権がなるべく削減されないように、王党派側が憲法起草に関与した⁷⁾ことが指摘されている [Nakharin 2006: 25-26]。また当時から法学研究者の見解が分裂しており、特に「主権は国民のものである」と記載するか、「主権は国民に由来する」と記載するかで意見が対立した。立憲主義的な法学研究者は英国の例を挙げ、主権を司るのは国会であるとして前者の文言を押し、王党派寄りの法学研究者はどちらの文言で記載しても違いはないと主張して後者の文言を押しという争いが既に起こっていた [Natthaphon 2013: 82-83]。

1955年には、国王が憲法によって付与されている拒否権 (Veto) を行使したことにより、当時のピブーン首相との間に争いが起こっている。ピブーン首相が、国会議員の中の任命議員の定員を増員しようと試みたため、国王が候補者の資格について調査することを命じて、新規の任命議員を認めなかった。そこでピブーン首相は改めて候補者を提出し直したが、国王は再び拒否権を行使した。これを受けて、国王の拒否権について論争が起こった。当時の著名な法学研究者ユットは、国王にはそのような王権があるとの意見を述べ、最高裁判所も国王と同意見であり、ピブーン首相の

行為は違憲であるとの判決を下したという事件があった [Nakharin 2006: 60-61]。

また、政治研究者らが国王の政治的影響力が強化されたと指摘する 1970 年代以降の時期については、1973 年 10 月 14 日政変や 1992 年 5 月流血事件時の国王による介入について、国王の調整役としての役割を比較的好意的に評価する立場 [Nakharin 2006] と、国王が通常の政治の「上」に立ったとして批判的に捉える立場 [Thongchai 2013] に大きく分かれる。

ピヤブット、ナカリン、ナタポン三者の指摘を合わせると、タイでは数十年に渡って、立憲君主制の下での王権のあり方に関して、同じような論争が繰り返されてきたことになる。1932 年から現在までのタイの歴史は、主権の位置や王権の範囲を巡る争いの歴史ともいえよう。

(2) 副署をめぐる議論

このように、調和点の見いだせない、堂々巡りの論争が数十年に渡って続いてきたタイであるが、一点、ほぼ全てのグループに共通する見解が存在する。それは国王の勅命 (Phrabarommaratchaongkan) などに対する「副署」(Countersignature) の必要性である。

恐らく、多様な見解を持つ法学研究者及び歴史研究者の間で意見の一致をみているのが、国王による国家行政に関する行為については首相や大臣などによる副署が必ず必要であり、副署した人物が責任を取るため国王は間違いを犯すことが無いという、「The King can do no wrong」(Kasat cha mai krathamkandai duai phraongeng doi mai mi phurapsanong phrabarommaratchaongkan) の原則である。この原則こそが立憲主義の根幹だとみなさ

れている。国王と国民による主権の共同所有を唱えているボーウォーンサクも「国王は王権の使用において政治的な責任を全く取る必要が無い。なぜなら副署をした大臣が、自らが提示し副署した件について責任を取る必要があるからだ」と述べ、この原則ゆえに国王が憲法機関の中で最も安定した機関であると主張している [Bowonsak 2005: 183]。

但し「The King can do no wrong」の原則についても、立憲革命直後は解釈の仕方について争いが存在した。立憲主義派の法学研究者パイロートは、当該原則について「責任の無いところには権限も無い」と主張し、全ての権限は副署する大臣側に存在し、責任は全て副署した大臣が取る、故に国王は間違いを犯さないとの解釈を提示していた。それに対して、ルアン・チャクパーニーは、侍従は主人に対して警告する責任を持つので、主人の代わりに罰を受けるというタイの伝統に近い原則であるとの解釈を行っていた [Natthaphon 2013: 89-94]。しかし、いずれにしても立憲君主制の下では、国王の国家行政に関する行為に対しては、大臣らによる副署が必要という点はコンセンサスとなっている。

以上の議論からタイ立憲君主制について検証する際に「副署」が鍵となることが浮かび上がった。副署の存在が、国王が立憲君主制の範囲の中に留まっていることを保障する指標だといえよう。

本稿では、タイ立憲君主制について、官報に掲載された公文書の副署を検証することにより、その特徴や歴史的变化を明らかにすることを目的とする。⁸⁾ タイ国王と政治との関係については、国王によるインフォーマルな影響力行使や王室を中

心としたネットワークについて関心が集まってきた。しかし、立憲君主制を考察する際には、フォーマルな領域、つまり公文書などの形式的な側面において、国王の行為が立憲君主制の枠内に収まっていたか否かについても分析を行う必要がある。なぜなら、形式面こそが、立憲君主制の体裁を保つ最後の砦となるからである。

以下では、まず憲法における国王の位置づけについて確認する。次に、クーデタに対する恩赦など政治的に重要な国王の行為に対する副署について検証を行う。これらの作業を通じて、タイ立憲君主制がどのように変化してきたのかについて解明を試みる。

3. タイ憲法における国王の位置づけ

タイは、憲法公布と破棄を繰り返していることで有名であるが、現在までに公布された憲法は以下のとおりである。約半数の憲法が、クーデタ実行グループによる支配を保障するための暫定憲法である。2016年2月現在、20番目の憲法を起草中である⁹⁾。

①1932年6月暫定憲法、②1932年12月恒久憲法、③1946年恒久憲法、④1947年暫定憲法、⑤1949年恒久憲法、⑥1952年恒久憲法（1932年憲法改正）、⑦1959年暫定憲法、⑧1968年恒久憲法、⑨1972年暫定憲法、⑩1974年恒久憲法、⑪1976年暫定憲法、⑫1977年暫定憲法、⑬1978年恒久憲法、⑭1991年暫定憲法、⑮1991年恒久憲法、⑯1997年恒久憲法、⑰2006年暫定憲法、⑱2007年恒久憲法、⑲2014年暫定憲法。

19の憲法（恒久・暫定）において、国王はどのように位置付けられてきたのか確認する。

1932年6月暫定憲法：王権の制限

人民党による立憲革命直後に公布された、1932年6月暫定憲法をみてみよう¹⁰⁾。まず注目すべきは前文である。絶対王政から立憲君主制への移行を図った同憲法は、前文において、人民党が国王にサヤーム国家統治法の「下」に位置すること（*yu tai thammanun kanpokkhrong phaendin sayam*）を求めた旨が記載されている。第1条において、国家の最高権力は全ての「国民のもの」（*khong ratsadon thang lai*）であることが明記されている。国民に代わり最高権力を行使する者としては、①国王、②下院、③人民委員会（*Khana kammakan ratsadon*）、④裁判所の4機関が挙げられている。また、第3条にて「国王は国家元首であり、国王の行為で法的役割を持つものは全て国王の名で行う」と定められたが、第7条により「国王のいかなる行為も、人民委員会の同意を得たうえで、いずれかの委員の副署が必要であり、副署が無い場合には無効となる」と、副署の絶対的な必要性が定められた。

また「The King can do no wrong」の原則に関連して、国王を訴追できるか否かの問題が存在するが、同暫定憲法は第6条「国王を刑事訴訟について裁判所に訴えることはできない、下院が裁定する権限を持つ」と定め、下院による国王の責任追及は可能としていた。

1932年12月恒久憲法

半年後に公布された初の恒久憲法では、幾つかの重要な規定が変更されている。主権については、第2条にて「主権は当然に国民に由来し（*Amnat-athipatai yom ma chak puangchaosayam*）、国家元首は国王であり、国王が憲法規定に基づいて主権を

行使する」と修正された。また第3条にて「国王は尊重されるべき立場にあり、何人も犯すことができない」との記載が追加された¹¹⁾。国王による国家権力行使については、第6条「国王は下院の助言と承認を得て立法権を行使する」、第46条「国王が首相を任命する際には、国会議長が副署する」と定められ、副署の必要性について維持された。

1946年恒久憲法・1947年暫定憲法

1946年恒久憲法および1947年暫定憲法では、大きな規定の変化はない。まず主権については、主権は国民に由来し、国王が憲法の規定に基づいて主権を行使するとの規定が維持された。また、国王が尊重されるべき立場にあり何人も犯しえないこと、法案は、国会の助言と承認を持って法律とすることができるといった規定も同様である。¹²⁾

しかし、首相任命の副署については変化があり、1946年恒久憲法では上院議長および下院議長が副署すると定められた。1947年暫定憲法の下では、現在の枢密院に相当する国家最高評議会（Apiratthamontri）が誕生し、国王が議長および委員の任命権を獲得した。1947年暫定憲法では首相任命の副署は、国家最高評議会（枢密院）議長が行うと定められた。

1949年恒久憲法

1932年12月恒久憲法以来となる大幅な規定の変化が起こったのが、1949年恒久憲法である。まず、第2条にて「タイは民主主義制度の統治であり、国王を元首とする」（Prathetthai mi kanpokkhong rabopprachathipatai, mi phramahakasat

pen pramuk）と定められた。第3条では「主権は国民に由来し、元首である国王は、憲法の規定に基づき主権を行使する」とされ、国民に「当然に」由来しの「当然に」の言葉が外れた。また第6条が「いずれの人も、いかなる方面においても、国王を訴えることはできない」と定め、1932年12月恒久憲法が「刑事訴訟」に限定して制限していたのとは大きく異なる。

また第160条により、国王による憲法草案への国民投票の実施についても定められ、全体的に王権が強化されている。だが、首相の任命を始めとする国王の行為については、国会議長や枢密院議長らの副署が必要であることが定められており、国王が単独で国家行政に関する行為を行うことができないという路線について変化はない。

1959年暫定憲法

軍事政権による長期支配を支えた同暫定憲法では、憲法における王権の記載はやや後退した。国王が国家元首であること、尊重されるべき立場にあり何人も犯しえないこと、国王が首相と大臣を任命する権限を持つこと等が定められているが、第16条により、内閣が組閣されるまでは、クーデタグループの指導者（Huana khanapatiwat）が内閣および首相の任務を果たす旨が規定された。

副署については、第18条が立法や行政に関する事柄は、首相または内閣が副署し、首相任命は憲法起草会議議長が副署することが明記されており、副署の必要性についての変化はない。また、第20条で「本憲法規定に定めがない事態が生じた場合は、タイ民主主義統治の伝統に従って判断する。判断するのは、国家立法議会である」との規定が追加された点が新しい。

1968年恒久憲法

同憲法では、第2条「タイは民主主義制度の統治であり、国王を元首とする」との記載が復活し、第3条「主権は国民に由来し、国王が憲法の規定に基づき行使する」、第5条「いずれの人も、いかなる方面においても、国王を訴えることはできない」といった規定が維持されている。また副署に関しても、法案が国会の助言と承認により法律となること、首相の任命は国会議長の副署が必要であること等、その必要性について変化はない。

1972年暫定憲法

本憲法においては、主権が国民に由来すること、国王がいかなる方面においても訴えられることはないといった規定について変化はなかった。また第9条「国王は、国家立法議会（Sapha nitibanyat haeng chat）の助言と承認により法律を立法することができる」、第10条「憲法を公布する際には、国家立法議会議長が副署する」、第18条「国家行政に関する法律、国王の書面、勅命などは、首相または大臣の副署が必要。首相の任命は国家立法議会議長が副署する」と定められ、副署の必要性に変化はないものの、1959年暫定憲法と同様に、内閣が組閣されるまではクーデタグループ指導者が内閣・首相の任務を遂行する旨が明記されている。また、1959年暫定憲法で導入された「本憲法規定に定めがない事態が生じた場合は、タイ民主主義統治の伝統に従って判断する。判断するのは、国家立法議会である」とする規定も引き継がれている。

1974年恒久憲法

第2条「タイは民主主義制度の統治であり、国

王を元首とする」の規定は、1949年恒久憲法から変化が無い。国王の不可侵性についても変化はない。新たに追加された規定は、第4条「国王と憲法を破壊した者に対する恩赦は禁止」である。恩赦は王権の一つであるが、国王と憲法を守るために、憲法にて一定の制限がかけられた。

1976年暫定憲法・1977年暫定憲法

国王が元首であること、国王の不可侵性、国家行政に関する法律や勅命に対する首相または大臣による副署の必要性、憲法規定にない事態が生じた場合には、民主主義制度におけるタイ国家統治の伝統に従って、国家統治改革議会（Sapha patirup kanpokkhong phaendin, 1976年）・国家立法議会（Sapha nitibanyat haeng chat, 1977年）が裁定を下す、これらの規定については、両暫定憲法においても変化はない。

ただ、初期の暫定憲法と比較して徐々に変化が生じている部分も存在する。それは、クーデタグループにより設置された行政および立法機関やクーデタグループ指導者が、憲法上の機関として定められ、様々な条文において、その責務や権限について記載されるようになってきた点である。

1978年恒久憲法

同憲法では、国家統治に関する重要な記述について変更があった。従来は「タイは民主主義制度の統治であり、国王を元首とする」と記載されてきた文言が、第2条「タイは国王が元首である民主主義の統治である」（Prathethai mi kanpokkhong rabopprachathipatai mi phramahakasat pen pramuk）に変更された。国家元首である国王と、民主主義制度による統治が、より密接に結びつけられた。

国王の不可侵性や、国家行政に関する法律や勅命などに対する大臣の副署の必要性について変更はない。主権についても、「国民に由来する」という記述から変更はない。

1991年暫定憲法

主権、国王の不可侵性、副署の必要性については変更無し。但し副署をするのは、クーデタグループにより設置された国家立法議会議長や国家平和秩序維持議会議長などが大半を占める。また、第30条「本憲法規定に定めがない事態が生じた場合は、タイ民主主義統治の伝統に従って判断する。判断するのは国家立法議会である」についても、1959年暫定憲法から導入された規定を引き継いでいる。

1991年恒久憲法

1978年恒久憲法に引き続き、国家統治の重要な原則について再び変更が加えられた。第2条「タイは国王を元首とする民主主義制度の統治である」(Prathetthai mi kan pokkhong rabob prachathipatai an mi phramahakasat thong pen pramuk)である。タイ民主主義統治と元首である国王とは切り離せない存在であることを表現している。

主権、副署の必要性に関する規定等、基本的には変化が無いが、第94条にて、上院議員は国王が任命するが、国王を元首とする民主主義制度の統治に利益のある人物を選ぶように規定されており、冒頭の原則が、他の条文にも記載されている。またその他の変更点としては、国王が首相を任命する際の勅命の副署は、国会議長ではなく下院議長であると定められている点があげられる。

1997年恒久憲法

第2条「タイは国王を元首とする民主主義制度の統治である」との文言は維持された。他方、主権に関する規定に変化があり、第3条で「主権は国民のものであり (Amnat-athipatai pen khong puangchonchaotai)、元首である国王は、憲法規定に基づき、国会、内閣、裁判所の権限を行使する」と定められた。「主権は国民のものであり」との規定は、1932年6月暫定憲法以来の再登場となる。また、第7条にて「本憲法規定に定めがない事態が生じた場合は、国王を元首とするタイ民主主義統治の伝統に従って判断する」との規定が盛り込まれた。この規定は、従来は暫定憲法に盛り込まれていたが、本憲法では、「国王を元首とする」の文言が追加されている点と、誰が当該規定に対する裁定を行うのかについて規定されていない点が特徴である。

国王の不可侵性、副署の必要性について基本的に変更は無い。しかし王権という観点からは、大幅に条文数が増加している。なぜなら、同憲法により導入されることとなった憲法裁判所や選挙委員会等の独立機関の委員の任命を、国王が行う旨が規定されたからである。独立機関委員の任命については、助言や承認を行うのは上院であり、副署は上院議長と定められた。1991年憲法が1992年に改正されて以降は下院議長が国会議長であるため、国会議長ではない上院議長が副署を行うこととなっている点が新しいといえよう。

2006年暫定憲法

同憲法では、前文に「国王を元首とする民主主義制統治の原則に従い、」という記述が登場する。また第3条において「国王を元首とする民主主義

制度の統治の伝統の下で、タイ国民が保護を受けてきた人間としての尊厳や、自由権、平等は、本憲法の下で当然に保証される」と規定された。主権については、第2条「主権は国民のものであり、…」との規定は変更されなかった。副署の必要性についても変更は無く、副署するのはクーデタグループにより設置された国家治安内閣議長や国家立法議会議長などと定められた。また1991年暫定憲法と同じく、第38条「本憲法規定に定めがない事態が生じた場合、タイ民主主義統治の伝統に従って判断する。判断するのは国家立法議会である」との規定が入っていた。

2007年恒久憲法

前文において「国王を元首とする民主主義制度におけるタイ国の統治は過去75年間以上も機能してきた」との記述が入っている。また、第2条「タイは国王を元首とする民主主義制度の統治である」との規定は変更無し。1997年憲法で導入された、第7条「本憲法規定に定めがない事態が生じた場合は、国王を元首とするタイ民主主義統治の伝統に従って判断する」もそのまま維持された¹³⁾。但し、1997年憲法に引き続き本憲法においても、いずれの機関が裁定を担当するのにかに関する規定は入っていない。主権、国王の不可侵性、副署についても変更無しである。

2014年暫定憲法

同憲法が現在の憲法である。統治の原則や主権、副署の必要性等について変更は無い。

但し、幾つか大きな変更点がある。第5条では「本憲法規定に定めがない事態が生じた場合は、タイ民主主義統治の伝統に従って判断する。但し

その伝統は、本憲法に反してはならない。上記のような事態が、立法権や行政権の範囲内、または三権の範囲外の領域で生じた場合には、憲法裁判所がこれを判断する。最高裁判所と行政裁判所については、大会議で評決があった場合にのみ裁定できる」と定められた。当該規定は導入された当初から、立法権にて裁定が行われる旨が定められてきた。しかし今回、司法によって裁定がなされるとの変更が加えられた。また「タイ民主主義統治の伝統」という曖昧な規定については、あくまで暫定憲法の規定の範囲内であるという一定の判断基準が示された。

王権についても、久々に大きな変更が加えられた。第22条「国王は、(中略)、国王を元首とする民主主義制度の統治の伝統に従った王権を持つ」と規定された。また暫定憲法としては珍しく、国王の拒否権について定めがあり、第37条において、国王が憲法草案に90日以内に署名をしなければ、当該憲法草案は廃案となる旨が定められている。

国王の王権は、1932年6月暫定憲法の下で最も厳しく制限され、その後、何度かの変更を経て徐々に再拡大してきた。しかし、国王の国家行政に関する行為に対する副署の必要性については、憲法規定上一貫して変化が無いことが明らかとなった。つまり副署の観点からは、国王は、恒久憲法もしくは暫定憲法によって、王権に制限をかけられ続けてきたといえよう。タイ立憲君主制において「The King can do no wrong」の原則は、立憲革命後から現在に至るまで維持されてきた。

では、次章以下では、王権はどのように行使されてきたのか、副署は誰によってなされてきたの

か、どのように変化してきたのか、副署の実態面について検証を行いたい。

4. 副署の実態

本章では、副署の実態面について確認する。通常時は憲法に規定されている通りに副署が行われていると思われる。問題は、クーデタなどの政変時の対応である。立憲革命以後に起こったクーデタは、次のとおりである。①1932年6月：立憲革命、②1933年6月、③1947年11月、④1948年4月、⑤1951年11月、⑥1957年9月、⑦1958年10月、⑧1971年11月、⑨1976年10月、⑩1977年10月、⑪1991年2月、⑫2006年9月、⑬2014年5月、全13回である。この他に、大きな政変もしくは政治的事件として、1973年10月14日の学生革命、1992年5月の流血事件の2つが挙げられる。

本稿では、13回も繰り返されてきたクーデタや2度の政治的事件に着目したうえで、1932年立憲革命から2014年クーデタまでの期間について、副署の実態について検証を試みる。

(1) クーデタグループ指導者の任命

現在、クーデタが起こった際に最初に国民が注目する事柄は、クーデタグループの指導者 (Huana) が、国王によって改めて指導者として正式に任命されたか否かについてである。2014年5月22日にプラユットがクーデタを実行した後も、マスメディアはプラユットがクーデタグループ指導者として国王から正式に任命を受けたか否かについて関心を示した¹³⁾。一般的にはこの任命を持って、国王がクーデタを承認したとみなされる。

クーデタグループ指導者の任命は、国王が勅命

(Prabaromaratchaongkan) によって行い、官報にも掲載される以上、憲法により副署が必要であると規定されている「国家行政に関する法律や勅命など、」に該当する。前述のようにタイでは過去13回もクーデタが起こっている。国王による指導者任命の勅命および副署はどのような状況になっているのだろうか。官報に掲載された各種勅命や発表などを確認してみよう。

①1932年6月の立憲革命は人民党によって実行されたが、指導者の地位を持つ者は存在しなかった。②1933年6月のクーデタは、同年4月から続いていた人民党の内紛の結果として起こったクーデタ。クーデタ翌日にマノー首相が退陣しパホンが新首相となる勅命が出された。¹⁴⁾ 官報には、人民党や指導者の名が記載された公文書はない。③1947年11月クーデタにおいても、官報に掲載されている公文書においては、クーデタグループや指導者の名称は見つからない。¹⁵⁾ ④1948年4月クーデタにおいても同様であり、公文書上、クーデタグループや指導者の記述はみつからない。¹⁶⁾ ⑤1951年11月クーデタでは、官報に掲載されている公文書に初めて特別な名称が登場する。後の時代に使用されるクーデタグループの名称とは異なるが、第2種下院議員任命の発表の副署には、臨時内閣 (Khana borihan prathet chuakhrao) の名称と9名の軍人の氏名が記載されている。但し、指導者として明記されているものは存在しない。¹⁷⁾

⑥1957年9月のクーデタにおいて、大きな変化が生じた。国王が勅命によってサリットを首都軍事防衛官 (Phu raksa pranakhon fai tahan) に任命した。クーデタグループの名称が記載された公文書は見つからないが、指導者に相当する地位が初めて登場した。クーデタ実行当日の日付で出された

勅命には、副署は存在しない。国王が単独で出した勅命ということになる。

⑦1958年10月のクーデタでは、初めてクーデタグループとしての名称、革命団 (Khana patiwat) が公文書に登場する。またサリットが指導者 (Huana) の肩書を使用している。しかし、国王による指導者任命に関する勅命は存在しない。⑧1971年11月のクーデタにおいても、クーデタグループの名称である革命団 (Khana patiwat) と指導者の肩書が公文書において見つかる。しかし前回と同じく、国王による指導者任命の勅命は存在しない。⑨1976年10月および⑩1977年10月のクーデタについても同様である。1976年クーデタを実行した国家統治改革団 (Khana patirup kanpokkhong phaendin) と指導者、1977年クーデタを実行した革命団 (Khana patiwat) と指導者の名称・呼称の記載が確認できる。但し、両クーデタともに指導者に対する、国王による任命の勅命は出されていない。

⑪1991年2月クーデタにおいて、再び大きな変化が見られた。クーデタグループの名称である国家平和秩序維持団 (Khana raksa khwamsagopriaproi haeng chat) と指導者が存在したが、当該クーデタにおいては、国王がスチンダーを指導者として任命する旨の勅命を出している。これは1957年クーデタ後にサリットを首都軍事防衛官に任命して以来の事態となる。また、クーデタグループの指導者に対する任命の勅命としては初となる。クーデタ実行の翌日の日付で出された当該勅命には、副署は存在しない。

⑫2006年9月クーデタにおいても、クーデタグループの名称、国王を元首とする民主主義制度統治改革団 (Khana patirup kanpokkhong nai

rabopprachathipatai an mi phramahakasat pen pramuk) と指導者が存在する。そして、ソンティを指導者に任命する勅命が存在する。だが前回のスチンダーに対する勅命と異なるのは、副署が存在する点である。副署を行ったのは、暫定憲法上も恒久憲法上も三権を司る機関として規定されていない陸軍の司令官であるソンティ自身であった。

⑬2014年5月のクーデタでも、クーデタグループ、国家平和維持団 (Khana raksa khwamsagop haeng chat) とその指導者が存在する。プラユットに対する指導者任命の勅命は、クーデタの2日後に出されていた。同勅命の副署を行ったのは、前回と同様に陸軍司令官であるプラユット自身であった。

以上の事実から、タイ立憲君主制を理解するうえで重要な幾つかの示唆を得ることができる。前述したように、立憲君主制の根幹を支える「The King can do no wrong」の原則が存在しており、同原則を支えるためには、いずれかの者による副署が必要となる。副署が無い場合には、国王に代わって責任を取る人物が存在しないことになるからだ。

憲法規定上、一貫して保持されてきた原則に対し、実態はどうであったか。本章で確認したように、1957年クーデタ、1991年クーデタにおいては、国王が指導者に対して、副署無しで任命の勅命を出している。また2006年クーデタおよび2014年クーデタにおいては、形式上も三権を司る機関ではない陸軍司令官が、その肩書をもって副署を行っている。つまり、これら4回のクーデタ時には、国王は立憲君主制の枠を飛び越えていたことになる。特に、1957年および1991年につい

ては、副署が存在しないため、国王が自ら政治的責任を負っていると理解することができる。反対に、1958年クーデタから1977年クーデタまでは、国王は勅命を出さずに、黙認という形でクーデタ

指導者の存在を認めている。クーデタは憲法外の行為であるが、国王自身は極力公式には立憲君主制の枠外に出ないように自制していたと解釈することができよう。

表1 クーデタグループ指導者の任命の副署

クーデタ	クーデタグループ	指導者 (Huana)	任命の勅命	副署
1932年 6 月	○※人民党	×	×	
1933年 6 月	×	×	×	
1947年 5 月	×	×	×	
1948年 4 月	×	×	×	
1951年 11月	△	×	×	
1957年 9 月	×	△※首都軍事防衛官	○	×
1958年 10月	○	○	×	
1971年 11月	○	○	×	
1976年 10月	○	○	×	
1977年 10月	○	○	×	
1991年 2 月	○	○	○	×
2006年 9 月	○	○	○	○※陸軍司令官
2014年 5 月	○	○	○	○※陸軍司令官

出所) 筆者作成

(2) クーデタ実行に対する恩赦

次に国民が注目するのは、クーデタ実行に対する恩赦であろう。①1932年6月：立憲革命、②1933年6月、③1947年11月、④1951年11月、⑤1957年9月、⑥1958年10月、⑦1971年11月、⑧1976年10月、⑨1977年10月のクーデタについては、いずれも法律 (Phraratchabanyat) として恩赦が出されている。

副署についてはどうだろうか。1932年6月の立憲革命に出された恩赦法に副署は存在しない。その後に出された8つの恩赦法には、首相または副

首相 (1958年) による副署が記載されている。

1991年クーデタ以後、変化が生じた。1991年クーデタに対する恩赦は、恩赦法、1991年暫定憲法、1991年恒久憲法の3つの憲法および法律によって重ねて行われている。副署については、恩赦法は暫定首相アーナン、1991年暫定憲法は国家平和秩序維持団指導者ストーン、1991年恒久憲法は国家立法議会議長ウクリットに分かれている。

2006年クーデタに対する恩赦では、恩赦法は無くなり、2006年暫定憲法および2007年恒久憲法

の2つの憲法によって行われた。2006年暫定憲法の副署は、国王を元首とする民主主義制度統治改革団指導者ソンティ、2007年恒久憲法の副署は、国家立法議会議長ミーチャイである。¹⁸⁾ 2014年クーデタに対する恩赦は、2016年2月現在、2014年暫定憲法によってなされている。同暫定憲法の副署は、国家平和維持団指導者のプラユットである。

恩赦が、法律から暫定法および恒久憲法へと変化したことは、より確実にクーデタの法的な保障を得ようとする意図の表れであると解釈できよう。既に確認したように、特に1991年クーデタ以降、国王が立憲君主制の原則から外れた勅命を出すようになった。このような傾向に比例して、クーデタに対する恩赦が用心を重ね、より慎重に行われるようになった。

表2 クーデタ実行に対する恩赦

クーデタ	恩赦法	暫定憲法	恒久憲法
1932年6月	○	×	×
1933年6月	○	×	×
1947年5月	○	×	×
1951年11月	○	×	×
1957年9月	○	×	×
1958年10月	○	×	×
1971年11月	○	×	×
1976年10月	○	×	×
1977年10月	○	×	×
1991年2月	○	○	○
2006年9月	×	○	○
2014年5月	×	○	○※起草中

出所) 筆者作成

(3) 首相の任命

恩赦法の副署において、首相が幾度も登場したが、首相の任命に関する勅命に対しては、誰が副署してきたのだろうか。首相任命の勅命は非常に数が多いため、国王の治世ごとに分けて確認してみたい。

まずは7世王の時代である。マノー（1932年6月）、パホン（1933年6月、12月、1934年2月、1937年8月）に対する勅命の副署は下院議長であ

る。

8世王（未成年）の時代については、パホン（1937年12月）、ピブーン（1938年12月、1942年3月）、クアン（1944年8月）、タウィー（1945年8月）、セーニー（1945年9月）が存在するが、やはり勅命の副署は、下院議長である。

8世王（成人）については、クアン（1946年1月）、プリーディー（1946年3月、6月）の2人の首相が存在したが、クアンとプリーディー

(1946年3月)は下院議長であり、プリーディー(1946年6月)は上院議長および下院議長による共同副署となっている。

9世王(未成年)については、クアン(1946年8月、1947年11月、1948年2月)、ピブーン(1948年4月、1949年6月)が挙げられる。クアンに対する勅命の副署は、最初は上院議長および下院議長であったが、1947年11月の勅命では、国家最高評議会(Apirathamontri)(枢密院)の議長に変更になった。ピブーンについては、最初は枢密院議長の副署であったが、1949年6月については国会議長に変更になっている。

最後は、9世王(成人)の時代について確認してみよう。ピブーン(1951年5月、1952年3月、1957年3月:いずれも下院議長)、ポット(1957年9月:下院議長)、タノーム(1958年1月:下院議長)、サリット(1959年2月:憲法起草会議議長)。

1960年代から1970年代は、タノーム(1963年12月:憲法起草会議議長、1969年3月:国会議長、1972年12月:国家立法議会議長)、サンヤー(1973年10月:国家立法議会副議長、1974年5月:国家立法議会議長)、セーニー(1975年2月:国会議長)、ククリット(1975年3月:国会議長)、セーニー(1976年4月:国会議長)、ターニン(1976年10月:国家統治改革団指導者)、クリエンサック(1977年11月:国家政策会議議長、1979年5月:国会議長)。

1980年代から1990年代は、ブレード(1980年3月、1983年4月、1986年8月:いずれも国会議長)、チャートチャーイ(1988年8月、1990年12月:国会議長)、アーナン(1991年3月:国家平和秩序維持会議議長)、スチンダー(1992年4月:

国家平和秩序維持会議議長)、アーナン(1992年5月:下院議長)、チュアン(1992年9月:下院議長)、バンハーン(1995年7月:下院議長)、チャワリット(1996年11月:下院議長)、チュアン(1997年11月:下院議長)。

2000年代以降は、タックシン(2001年2月、2005年3月:下院議長)、スラユット(2006年10月:国家治安内閣議長(Prathan khanamontri kwammankhong haeng chat))、サマック(2008年1月:下院議長)、ソムチャーイ(2008年12月:下院議長)、アピシット(2008年12月:下院議長)、インラック(2011年7月:下院議長)、ニワットタムロン(2014年5月:下院議長)、プラユット(2014年8月:国家立法議会議長)

首相任命の勅命に関しては、以下が注目すべき点だろう。まず、サリットの時代より前は、クーデタ後の首相任命の勅命であっても、副署は下院議長などにより行われている。クーデタグループが設置する立法機関議長が副署を行うようになったのは、1959年のサリット首相任命からである。

国王が立憲君主制の枠外にあったか微妙な事例としては、1976年のターニン首相に対する任命の勅命が挙げられる。この時代にはクーデタ指導者に対して任命を行っておらず、また同指導者は憲法に基づく機関でもない。もう一点、興味深い点としては、8世王が未成年であった時代と、9世王が未成年であった時代との間で、副署に違いがあることが挙げられる。8世王が未成年の時代の首相任命の副署は一貫して下院議長であったが、9世王が未成年であった時期は、前半は上院議長と下院議長との共同副署だったものの、後半は枢密院議長が副署を担当していた。

(4) 憲法の公布

最後に、憲法（暫定・恒久）の副署についても確認してみたい。

1932年6月暫定憲法には、副署は存在しない。1932年12月恒久憲法でようやく副署が登場し、人民委員会（Khana kammakan ratsadon）の議長が副署している。1946年恒久憲法では首相が副署しているが、翌年に公布された1947年暫定憲法では、国軍最高司令官であるピブーンが副署している。

その後も目まぐるしく副署の責任者が変化する。1949年恒久憲法：上院議長、1952年恒久憲法：首相、1958年暫定憲法：革命団指導者、1968年恒久憲法：憲法起草会議議長、1972年暫定憲法：革命団指導者、1974年恒久憲法：国家立法議会議長、1976年暫定憲法：国家統治改革団指導者、1977年暫定憲法：革命団指導者、1978年恒久憲法：国家立法議会議長、1991年暫定憲法：国家平和秩序維持団指導者、1991年恒久憲法：国家立法議会議長、1997年恒久憲法：国会議長、2006年暫定憲法：国王を元首とする民主主義制度統治改革団指導者、2007年恒久憲法：国家立法議会議長、2014年暫定憲法：国家平和維持団指導者。

約半数の憲法が暫定憲法であり、そのほとんどの副署が、クーデタグループの指導者によるもの

であったことは分かる。しかし、憲法の副署に関して興味深いのは、以下の二点である。一点目は、1932年6月暫定憲法には副署が無いという事実である。同憲法は名称も憲法ではなく法律（Phraratchabanyat）である。これらの形式的特徴からは、法学的には絶対王政期との違いが明確ではない。内容的には国王が憲法の「下」に位置することを認めたことが明記されており、もはや絶対王政ではないのだが、法学的には非常に曖昧である。既に幾人かの歴史研究者や法学研究者も指摘しているが、この実態面と法学的側面との間のギャップが、立憲革命について様々な解釈を可能とさせる一因であろう。

二点目は、1947年暫定憲法では、ピブーンが軍人としての身分をもって、副署を行っている点である。軍は暫定憲法においても恒久憲法においても、憲法に基づき三権を司る機関ではない。本稿では4種類の公式文書について副署を確認したが、本稿で検証を行った限りにおいて、軍人が軍人としての身分を持って副署を行った文書は他に2つしか存在しない。それは2006年クーデタおよび2014年クーデタ後に出された、クーデタグループ指導者任命の勅命である。軍人として副署した事実は、1947年ピブーン、2006年ソンティ、2014年プラユットの共通点といえよう。

表3 憲法（恒久・暫定）の公布

憲法	恒久・暫定の区別	副署
1932年6月	暫定	無し
1932年12月	恒久	人民委員会議長
1946年	恒久	首相
1947年	暫定	国軍最高司令官
1949年	恒久	上院議長
1952年	恒久	首相
1959年	暫定	クーデタグループ指導者
1968年	恒久	憲法起草会議議長
1972年	暫定	クーデタグループ指導者
1974年	恒久	国家立法議会議長
1976年	暫定	クーデタグループ指導者
1977年	暫定	クーデタグループ指導者
1978年	恒久	国家立法議会議長
1991年	暫定	クーデタグループ指導者
1991年	恒久	国家立法議会議長
1997年	恒久	国会議長
2006年	暫定	クーデタグループ指導者
2007年	恒久	国家立法議会議長
2014年	暫定	クーデタグループ指導者

出所) 筆者作成

注: 分かり易くするために、個別のクーデタグループの名称は省略して記載した。

5. おわりに

本稿では、タイ立憲君主制の特徴と変化について、副署に焦点を当てて考察を行った。タイ人の法学研究者が認めているように、「The King can do no wrong」の原則が立憲君主制の根幹であるとするならば、国王は立憲革命以降の約80年間の歴史の中で、立憲君主制の枠の中に留まり続けたとはいきれない。本稿では、国王が立憲君主制の枠内に留まっているか否かについて、副署の有無を基準として考察を行った。当該基準に照らすと、国王が、1957年にサリットを首都軍事防衛官に、1991年にスチンダーをクーデタグループ指導者

に、それぞれ副署無しで任命した件が立憲君主制の枠外に出る行為であったといえる。本稿では紙面の都合から触れなかったが、1973年10月の学生革命後にも、国王が副署無しで国民会議(Samatcha haeng chat)の議員の任命を行っている。

また副署は存在するが、恒久または暫定憲法に基づく三権を司る機関による副署ではない事例も問題となる。前述したように、1947年暫定憲法、2006年および2014年のクーデタグループ指導者任命の勅命は、軍人が軍における肩書をもって副署を行っている。クーデタグループが臨時に設置する行政権や立法権を担当する機関による副署という装いもない。立憲君主制とは国王が憲法によ

り統制される制度であるが、軍それ自体は恒久・暫定を問わず憲法により三権を司る機関として規定されていない。これらの副署は、立憲主義の枠内に留まることを保障する副署とは異なる性質を持つといえよう。これらの勅命についても、公文書というフォーマルな領域において、国王が立憲君主制の枠外に出てしまった形となっている。

本稿で検証した資料から歴史を俯瞰すると、①軍によるクーデタの実行が形式的に「進化」してきた、②それに伴い、国王が立憲君主制の枠外に出る頻度が上がってきた、以上2点について指摘することができよう。

①については、1951年クーデタ以降、クーデタを実行した軍人らにより組織されたグループが登場するようになり、1957年クーデタ（もしくは1958年クーデタ）からは、クーデタグループ指導者が登場し、1991年クーデタ以降は国王によって指導者が任命されるようになった。これらの段階的な変化は、クーデタの制度化が進んだとも表現できる。

②については、特に1990年代以降に顕著となった特徴である。1970年代は、クーデタに対しては黙認という形をとり、一部例外を除き、少なくとも形式上は国王が立憲君主制の枠内に極力留まるよう配慮がなされてきた。ところが1990年代以降は、クーデタ指導者に対して任命の勅命を出しており、国王が公的に数度にわたり立憲君主制の枠外に出ている。これは立憲君主制の維持という観点からは、非常に危険性の高い行為である。またこの変化に伴い、クーデタに対する恩赦が法律から憲法に格上げされた。これは確実にクーデタの合憲性を保障するとともに、憲法に則った副署無くしてクーデタを認めた国王を守るための、一種

の保険であるとも思われる。

では、なぜ国王は1990年代以降このような危険を冒すようになったのか。この点については実態面からの検証が必要であるが、国王の威光が頂点に達したためだと理解するのは早急であろう。1990年代以前に、軍人が軍人としての肩書をもって副署を行ったのは、ピブーンによる1947年暫定憲法に対する副署のみである。1947年クーデタは王党派復活の契機と捉えられることが多いが〔Thongchai 2013〕、この時代は依然として軍が優位にあった。

タイ立憲君主制とは、時代により変化し続け、時には国王が立憲君主制の枠外に出るという危険を冒すシステムだといえよう。立憲君主制に変化を引き起こす最大の要因は、やはり軍との力関係が大きいように思われる。この点について、今後更なる検証を行っていきたい。

注

- 1) トンチャイは、政治の「上」と政治の「外」は異なり、タイ国王と政治の関係は前者であると主張している。彼によると、タイ国王は政治に関与しないのではなく、政治家によって執り行われる通常の政治よりも、更の一つ上の領域に位置しており、政治家が侵害することができない存在であるのだと述べている〔Thongchai 2013〕。
- 2) 2016年現在も、軍事政権や非民主的な条文を多数含む新憲法草案に対して活発な反対運動を行っているのは、タマサート大学法学部の公法学を専門とする教官や学生らである。彼らは「新民主主義」(Prachathipatai mai) という運動を行っており、頻繁にセミナーを開催するなどして、タイの民主化を求め続けている。
- 3) 端的に説明すると、国王が保有する権利である。王権には、憲法や法律に基づくものと、慣習法に基づくものが存在するといわれている。立憲君主制の下でも国王には一定の王権が付与されている。主なもの

のとしては、国王の諮問機関である枢密院委員の任命、首相や裁判官などの任命、法案に対する拒否権などが挙げられる。

- 4) 1997年憲法および2015年に起草され後に国家改革委員会により否決され廃案となった新憲法草案（通称ポーウオーンサク版）の起草過程において主導的役割を果たしてきた公法研究者である。
- 5) 赤木によると、プラムワンの本が、反タクシン運動の発端となったといわれている [赤木 2008: 148]。
- 6) 元タムマサート大学副学長、現在は、憲法裁判所判事である。
- 7) 例えば、1932年6月の暫定憲法では、国王のことを「Kasat」と記載していたが、12月の恒久憲法では立憲革命以前と同じ「Phramahakasat」の文言が使用されている [Nathaphon 2013: 85]。
- 8) 副署の他に、重要なポイントとして王権の一つである拒否権 (Veto) が挙げられる。紙面の都合で詳細は別稿に譲るが、拒否権の規定と実態は、立憲君主制の枠内でどの程度国王が政治的にアクティブであるかの一つの判断基準となる。しかし、法案に対する拒否権行使の例は、実は数が少ない。ナバットボンの調査によれば、1932年から2009年までの間で7件である。時期は、①1933年、②1934年、③1934年、④1934年、⑤1992年、⑥2001年、⑦2003年となっており、立憲革命直後と、1990年代以降の2つの時期に集中している [Naphatphon 2009: 304-346]。
- 9) プラユット暫定政権下での新憲法起草は、1970年代以降と比較しても、まれにみる長期化の様相を呈しており、最初の憲法草案は2015年9月に国家改革会議の決議により否決され、2016年2月に新憲法草案が提示された。しかし7月に予定されている国民投票にて賛成多数となった場合でも、憲法組織法の起草および憲法裁判所による合憲性に関する裁定を経る必要があり、新しい恒久憲法の起草までの工程は長い。
- 10) 1932年6月暫定憲法は、正確には憲法 (Ratthathammanun) ではなく、法律 (Phraratchabanyat) であり、また王国 (Ratcha-anachak) の代わりに、サヤム国 (Phaendin sayam) の呼称が使用されている点で、他の18憲法とは異なる。
- 11) 下條によると、タイ国王の不可侵性は、アユタヤ朝に由来する「神なる王」の教義が命じるタブーであるのだと指摘し、歴史的、宗教的側面から分析を行っている [下條 2013: 10-11]。
- 12) 国王の枢密院議長の任命権については、1997年憲法

から国会による承認が不要となったことで王権の強化として注目されているが、国会議長による副署は必要とされている。なお、枢密院は1947年暫定憲法により国家最高評議会の名で創設され、1949年憲法の下で枢密院に改称がなされた。

- 13) 1997年憲法および2007年憲法第7条は、王権を象徴する条文として注目されているが、実際には元々暫定憲法に入っていた規定である。2016年憲法草案（通称ミーチャイ版）において、同条文が憲法裁判所の章に組み込まれたため、かつては国王によって行使されていた危機管理者の役割を憲法裁判所が担うこととなるだろうと指摘されている [Eugénie 2016]。
- 14) 1933年に人民党の文民派リーダーだったブリーディーが社会主義的な「経済計画大綱」を提案したため、国会が混乱。4月にマノー首相が国会を閉会。6月にピブーン、パホンらがクーデタを起こし、マノー首相を退陣させた。
- 15) 歴史の実態面としては、Khana thahan haeng chatがクーデタを実行し、直後にピブーンを国軍最高司令官に迎え入れたという経緯。クーデタの中心的存在はピンであった。しかし本文中にあるように、Khana thahan haeng chatの名称は、公文書上は見つからず、指導者 (Huana) も同様である。タウン政権が打倒された後、民主党党首のクアンが首相に任命され、翌年の1月には総選挙が実施された。
- 16) 同クーデタは、前年のクーデタで国軍最高司令官に復活し政界復帰を狙っていたピブーンが、クアン政権の政治的影響力拡大を憂慮し、クアン政権に圧力をかけて倒閣したものだ。よってクーデタを実行したのは、前年と同じグループ。同クーデタについては、クーデタと見なすか否かについては見解が分かれる。矢野は、1933年4月、1948年4月、1951年11月、1958年10月については、実質的権力者保持者が企画する、形式的権力担当者を追放するための、もしくは犯行権力を阻害する性質を持つものと分類している。一般的に1951年11月、1958年10月についてはクーデタとみなされており、1948年4月については首相が変更になっているため、本稿ではクーデタとして記載した [矢野 1963: 34]。
- 17) 政権批判をする野党議員を疎ましく感じたピブーン首相自身によるクーデタ。主たるメンバーは1947年クーデタの実行メンバーと同じであり、首謀者はピブーン首相。今回のクーデタでは、臨時内閣の名称を使用。
- 18) プラユット暫定政権下で誕生した2つ目の憲法起草

委員会委員長を務めている。

参考文献

- 赤木攻. 1970. 『タイ国憲法論—仏歴2511年新憲法を中心として—』大阪外国語大学タイ語学研究室.
- _____. 2008. 「総選挙後のタイの政治社会：「王権」をめぐる」日本タイ協会編『現代タイ動向 2006-2008』めこん、146-155項.
- Bowonsak Uwanno. 2005. *Kotmai mahachon lem 2*. Bangkok: Samnakphim .haeng chulalongkon mahawithayalai.
- Kasian Techaphira. 2012. “2 naeonom thi yaekyaeng khong rabop rachathipatai phai tai rattathammanun” *Sayam yam plian (mai) phan*. Nonthaburi: Fa diao kan, pp.28-40.
- McCargo, Duncan. 2005. “Network monarchy and legitimacy crises in Thailand” *The Pacific Review*, Vol.18 No.4, pp.499-519.
- Eugénie Mériéau. 2016. “The constitutional court in the 2016 constitutional draft: A substitute king for Thailand in the post-Bhumibol era?” *Kyoto Review of Southeast Asia*
<http://kyotoreview.org/yav/constitutional-court-2016-thailand-post-bhumibol/> (2016年2月13日最終アクセス)
- Nakharin Mektairat. 2006. *Praphuthongpokklaow prachathipatai: 60pi siriratsombat kap kanmueang pokkhong thai*. Nonthaburi: Samnakphim mahawithayalai thammasat.
- Natthaphon Chaiching. 2013. *Kho phan phai nai fan an lueachuea*. Nonthaburi: Fa diao kan.
ノスティック, ニック. 2012. 『赤vs黄—タイのアイデンティティ・クライシス』(大野浩翻訳)めこん.
- Naphatphon Singprasuet. 2009. *Phraratcha-amnat khong phramahakasat nai kanyapyang rang kotmai*. チュラーロンコーン大学法学部提出修士論文.
- Piyabutr Saengkanokkul. 2013. “Kansang kham-athibai khong nakkotmai rattathammanun baep kasatniyom” *9pi photo: yutkathahan puet phuenthi thang kanmueang*. Nonthaburi: Fa diao kan, pp.14-29.
- Prachak Kongkirat. 2013. *Lae laeo kwamkhueangwai ko prakot kanmueang wathanatham khong naksueksa lae panyachon kon 14 tula*. Nonthaburi: Fa diao kan.
- Pramuan Ruchanaseri. 2005. *Phraratcha-amnat*. Bangkok.
- 下條芳明. 2013. 「タイ憲法政治の特色と国王概念—比較文明論的な視点を交えて—」『商経論叢』第54巻、第1号：1-12
- 玉田芳史. 2013. 「民主化と抵抗：新局面に入ったタイの政治」『国際問題』No. 625：18-30.
- _____. 2015. 「アジアにおける脱民主化とナショナリズム」『アジア研究』Vol. 61, No. 4：42-60.
- Thongchai Winitchakul. 2013. *Prachathipatai thi mi kasat yu nuea kanmueang*. Nonthaburi: Fa diao kan.
- 山本博史. 2011. 「タイ—民主主義の行方」『経済貿易研究：研究所年報』37：133-148.
- 矢野暢. 1963. 「タイ国政治の連続性と不連続性」『東南アジア研究』1 (1)：31-43

<一次資料>

官報

〔謝辞〕

- ・本研究は日本学術振興会特別研究員奨励費（15J03801）の助成を受けたものである。
- ・2名の匿名の査読者と編集委員会から貴重なコメントを多数頂いた。
心より感謝いたします。